

令和８年度図書館資料搬送事業委託仕様書

1 委託業務内容

島根県立図書館及び西部読書普及センター（以下「県立図書館等」という。）から島根県立図書館が指定した県内の図書館及び中心的な読書施設（以下「県内図書館等」という。）（別紙）へ送付する荷物、また、逆に県内図書館等から県立図書館等へ送付される荷物の集荷及び搬送を委託するものである。

2 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

3 搬送物

- ・搬送する荷物は図書館資料（図書・雑誌等）である。
- ・搬送箱の大きさは、「長さ・幅・厚さの合計が 100 cm未満（小）」又は「長さ・幅・厚さの合計が 100 cm以上 140 cm以下（大）」である。ただし 25 kgを越える場合には２箱に分けるものとする。また、荷物が少ない場合には、搬送箱でなく袋を利用するものとする。
- ・年間の搬送量は（小）3,500 箱程度、（大）2,500 箱程度、合計 6,000 箱程度の見込みである。

4 集荷及び搬送

（ア）県立図書館等の荷物を県内図書館等へ搬送

受託業者は、原則として毎週火、木、土曜日（祝日の場合は中止）に、松江市内中原町 52 番地 島根県立図書館 1 階又は、浜田市長沢町 1550-1 西部読書普及センターで集荷し、県内図書館等まで搬送する。ただし、知夫村について、単価契約内での上記の搬送が難しい場合には、来居港止めとする。

（イ）県内図書館等の荷物を県立図書館等へ搬送

受託業者は、県内図書館等から県立図書館等へ送付される荷物がある場合には、県内図書館等からの連絡を受けて集荷に行き、県立図書館等まで搬送する。ただし、知夫村について、単価契約内での上記の搬送が難しい場合には、来居港までの搬送費用は知夫村負担とする。

（ウ）その他

（ア）（イ）による配達は、休館日及びやむを得ない事由のある場合を除き、原則として集荷の翌々日までとする。搬送頻度は、１施設週 3 回を限度とする。なお、集荷及び配達は、日曜日・祝日・国民の休日・振替休日、１２月２８日から翌年１月４日までには行わないものとする。

年度末の搬送においては、３月２８日に集荷したものまでを年度内の取り扱い

とする。

5 送り状

搬送に必要な送り状については、県立図書館等又は県内図書館等が必要事項(搬送先・搬送元等)を印刷した専用用紙を用意する。送り状は搬送箱の蓋や袋等に貼付する。送付記録は、県立図書館等と受託業者双方で保管する。

6 搬送実績

搬送実績を月ごとに作成し、島根県立図書館へ通知すること。搬送実績には、集荷日、発送元、発送先、数量、管理番号(伝票番号等)を記載すること。

月ごととは、荷物の集荷日が当該月1日から末日までの期間を意味するものとする。

7 請求及び支払

搬送に関わる費用は、往路復路とも島根県立図書館が支払うものとする。なお、島根県立図書館への請求は月締めとし、請求すること。金額は、単価契約とする。

8 その他

(ア) 搬送箱は1個当たり25 kgまでとし、搬送料金(単価)は搬送先にかかわらず、「長さ・幅・厚さの合計が100 cm未満(小)」、「100 cm以上140 cm以下(大)」の2段階でそれぞれ同額とすること。

(イ) 搬送する荷物が決められた日に届かない場合は、県立図書館等と該当県内図書館等に連絡するものとする。

(ウ) 荷物の搬送状況は、インターネット等何らかの手段により随時確認できることとする。

(エ) 搬送箱及び内容物の損傷・紛失等において、搬送元及び搬送先(県立図書館等・県内図書館等)の責めによる以外は、すべて受託業者がこれに係わる費用を負担するものとし、その都度、県立図書館等に連絡し指示を求めるものとする。

(オ) 県内図書館等の名称及び住所等が変更となる場合は、島根県立図書館から受託業者へ連絡するものとする。